

令和7年9月県議会定例会提出予定条例案の概要

新設条例案 1 件、一部改正条例案 5 件を提出予定です。

新設条例案

番号	条 例 案 の 概 要
1	<p>特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設等の標識の設置の基準に関する条例案</p> <p>特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域の指定に伴い、指定流域内に設置する雨水貯留浸透施設等の標識の基準について定めます。</p> <p>(令和8年1月30日から施行)</p> <p>河川課 026-235-7308 (TEL) E-mail: kasen@pref.nagano.lg.jp</p>

一部改正条例案

番号	条 例 案 の 概 要
2	<p>長野県県税条例の一部を改正する等の条例案</p> <p>個人県民税の寄附金税額控除の適用対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として条例で指定を受けている法人について、当該法人が指定を希望しなくなったことから、当該法人の指定を外します。</p> <p>(公布の日から施行)</p> <p>広報・共創推進課 026-235-7189 (TEL) E-mail: kyodo-npo@pref.nagano.lg.jp 税務課 026-235-7046 (TEL) E-mail: zeimu@pref.nagano.lg.jp</p>

3

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

人事委員会勧告に基づき、寒冷地手当について改定します。

(1) 支給地域

全県域にわたる人事異動が想定される職員に係る人事管理上の支障の懸念等を踏まえ、全県を支給対象とします。

(2) 支給月額

国家公務員との均衡を図るため、職員の世帯等の区分に応じ、次の表のとおり改定します。

年 度	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
現 行	19,800円	11,400円	8,200円
令和 7 年度	16,000円	9,000円	6,000円
令和 8 年度	15,000円	8,000円	6,000円
令和 9 年度以降	14,000円	8,000円	6,000円

(令和 7 年 11 月 1 日から施行)

人事課 026-235-7137 (TEL) E-mail: jinji@pref.nagano.lg.jp

4

長野県宿泊税条例の一部を改正する条例案

市町村における宿泊税条例の制定状況を踏まえ、税率の特例を適用する区域となる当該市町村名を明示します。

(公布の日から施行)

山岳高原観光課 026-235-7247 (TEL) E-mail: mt-tourism@pref.nagano.lg.jp

5

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例案

豊丘ダム発電所の改修工事の完了に伴い、発電所の最大出力に係る規定を改正します。

(公布の日から施行)

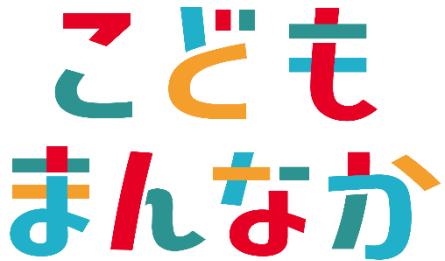
経営推進課 026-235-7371 (TEL) E-mail: kigyo@pref.nagano.lg.jp

県営水道条例の一部を改正する条例案

被災地における給水装置の早期復旧を図るため、公営企業管理者又は当該管理者が指定した者に限定している給水装置の工事の実施を、災害その他非常の場合において当該管理者以外の水道事業者又は当該管理者以外の水道事業者が指定した者も可能とします。

(公布の日から施行)

水道事業課 026-235-7381 (TEL) E-mail: kigyo@pref.nagano.lg.jp



みんなでつくろう!こども・子育てに優しい信州

(問合せ先)

担当 当 総務部情報公開・法務課法務係
伊豫田、根本
電話 026-235-7057 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 2287
FAX 026-235-7370
電子メール kokai@pref.nagano.lg.jp

「特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設等の標識の設置の基準に関する条例」の制定について

背景

- 全国各地で水災害が激甚化・頻発化していることから、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高めるため、特定都市河川浸水被害対策法の一部が改正され、特定都市河川の対象河川が全国に拡大。
- 特定都市河川及び特定都市河川流域の指定により、一定規模以上の雨水浸透阻害行為を伴う開発の許可制を導入し、雨水貯留浸透施設の設置など対策工事を義務付け。
- 上田市街地を流れる矢出沢川流域(矢出沢川及び黄金沢川)は、近年の集中豪雨により、浸水被害が多発していたことから、県内初の特定都市河川及び特定都市河川流域に指定予定(令和8年1月30日)。

概要

- この条例は、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、指定流域内に設置する雨水貯留浸透施設等の標識について、必要な事項を定める。

標識に定める事項

雨水貯留 浸透施設 の標識

雨水貯留浸透施設：雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設で、浸水被害の防止を目的とするもの。

【表示事項】

- 施設の名称
- 工事の検査済証番号
- 施設の容量及び構造の概要
- 埋立て等の行為に許可が必要な旨
- 管理者及びその連絡先
- 標識の設置者及びその連絡先

その他、保全調整池及び貯留機能保全区域の標識の表示事項も同様に定める。

施行期日

令和8年1月30日